

女性活躍推進法に基づく行動計画

社会福祉法人水戸市社会福祉協議会

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づき、女性が役職や職種に関係なくさらに輝ける職場環境を実現するために、以下のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年3月23日から令和7年3月31日

2. 本会の課題

（1）女性の採用・就業継続はできているが、管理職が少ない。

3. 目標

目標1：管理職（管理職手当支給者）に占める割合を25%以上にする。

4. 取組内容・実施時期

取組1：能力開発及びキャリアアップを支援するなど、女性社員の自発的な意識改革及び行動改革を促す。

・ 令和2年4月～

事業継続及び強化のために必要な資格種類及び条件を周知する。合わせて条件を満たす職員に対して、資格取得を促す。参加に当たり女性職員を優先とする。

取組2 女性の活躍推進に関する情報及び取り組みを法人内で共有するとともに、法人外に対して情報発信する。

・ 令和2年4月～

ホームページ及び社内掲示等を活用し女性の活躍推進について情報発信する。

女性の活躍に関する情報公開

公表項目	令和2年1月現在
採用した労働者に占める女性労働者の割合	84.6%
労働者に占める女性労働者の割合	66.2%
女性の育児休業取得率	100%
有給休暇取得率	100%